

## 清寿荘短期入所利用(1日分)料金表

(単位:円)

区分	基本利用料	自己負担額			
	短期入所生活 介護費	1割負担	2割負担	3割負担	
短期入所 多床室利用	介護度1	6,030	603	1,206	1,809
	介護度2	6,720	672	1,344	2,016
	介護度3	7,450	745	1,490	2,235
	介護度4	8,150	815	1,630	2,445
	介護度5	8,840	884	1,768	2,652

- ・業務継続計画が未策定の場合や必要な措置を講じていない場合に、基本報酬を減算する(所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算)
- ・虐待の発生又はその発生を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する(所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算)
- ・身体拘束の発生又はその発生を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する(所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算)

(単位:円)

利用者負担段階	滞在費・食費負担額	
	滞在費	食費 朝560円 昼680円(おやつのみ120円) 夜560円
第1段階	0	300
第2段階	370	600
第3段階①	370	1,000
第3段階②	370	1,300
第4段階以上	855	全額負担

※基本料金、加算については関係法令に基づいて定められており、サービス提供期間中にこれが変更となった場合は、関係法令に従って改正後の金額が適用されます。

(単位:円)

該当するサービスを受けた場合の加算・減算	料金	1割負担	2割負担	3割負担
●看護体制加算(Ⅰ)	40/1日	4	8	12
●看護体制加算(Ⅱ)	80/1日	8	16	24
●夜勤職員配置加算(Ⅲ)	150/1日	15	30	45
●サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	220/1日	22	44	66
送迎加算(片道)	1,840/1回	184	368	552
緊急短期入所受入加算(7日間を限定)	900/1日	90	180	270
連続して30日を超えて当施設の短期入所を利用された場合に減算	△300/1日	△30	△60	△90
療養食加算(1日につき3回を限度)	80/1回	8	16	24
看取り連携体制加算(7日間を限定)	640/1日	64	128	192
口腔連携強化加算(1月に1回に限り算定)	500/1回	50	100	150
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	1,000/1月	100	200	300
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	100/1月	10	20	30
●介護職員等処遇改善加算(介護費+加算(介護職員等処遇改善加算※を除く)×14/100)を算定し負担の割合分を請求します				

●については配置、体制加算のため、利用されるすべての方に加算し、そのほかの加算はケアプランにより承認をいただき、該当するサービスを受けた場合に加算します。

加算については関係法令に基づいて定められており、サービス提供期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。

- ・看護体制加算は、看護職員の体制について人員配置基準を上回る体制をとっている場合に算定します。
- ・夜勤職員配置加算は、夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。
- ・サービス提供体制強化加算は、介護福祉士資格を持つ職員を手厚く配置し、質の高い介護福祉サービスを受けていただけるよう職員配置をします。
- ・送迎加算は、利用者の心身状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合に算定します。
- ・緊急短期入所受入加算は、緊急利用者を受け入れたときに、緊急利用者のみ加算する。
- ・療養食加算は、疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脂質異常食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定します。
- ・看取り連携体制加算は、利用者又はそのご家族等に対して当該対応方針の内容を説明し同意を得た上で、死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日を限度に算定します。
- ・口腔連携強化加算は、事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り算定します。
- ・生産性向上推進体制加算は、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行った場合に算定します。
- ・介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。

(単位:円)

その他の利用料(自己負担)	
趣味活動	実費
複写物交付	実費
日常諸経費(私物につき)	実費
病院受診の際にタクシーを利用した場合	実費
医療品(私物で使うもの)	実費

ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

### 清寿荘予防短期入所利用(1日分)料金表

(単位:円)

区分		基本利用料	自己負担額		
		予防短期入所生活介護費	1割負担	2割負担	3割負担
短期入所 多床室利用	要支援1	4,510	451	902	1,353
	要支援2	5,610	561	1,122	1,683

※連続して30日を超えて当施設の予防短期入所を利用された場合に減算いたします。

- ・要支援1:介護福祉施設サービス費の要介護1の単位数の100分の75に相当する単位数を算定。
- ・要支援2:介護福祉施設サービス費の要介護1の単位数の100分の93に相当する単位数を算定。

利用者負担段階	滞在費・食費負担額	
	滞在費	食費 朝560円 夜560円 昼680円(おやつのみ120円)
第1段階	0	300
第2段階	370	600
第3段階①	370	1,000
第3段階②	370	1,300
第4段階	855	全額負担

※基本料金、加算については関係法令に基づいて定められており、サービス提供期間中にこれが変更となった場合は、関係法令に従って改正後の金額が適用されます。

- ・業務継続計画が未策定の場合や必要な措置が講じていない場合に、基本報酬を減算する(所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算)
- ・虐待の発生又はその発生を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する(所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算)
- ・身体拘束の発生又はその発生を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する(所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算)

(単位:円)

該当するサービスを受けた場合の加算	料金	1割負担	2割負担	3割負担
●サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	220/1日	22	44	66
送迎加算(片道)	1,840/1回	184	368	552
口腔連携強化加算(1月に1回に限り算定)	500/1回	50	100	150
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	1,000/1月	100	200	300
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	100/1月	10	20	30

●介護職員等処遇改善加算(介護費+加算(介護職員等処遇改善加算を除く)×14/100)を算定し負担の割合分を請求します

●については配置、体制加算のため、利用されるすべての方に加算し、そのほかの加算はケアプランにより承認をいただき、該当するサービスを受けた場合に加算します。

加算については関係法令に基づいて定められており、サービス提供期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。

・サービス提供体制強化加算は、介護福祉士資格を持つ職員を手厚く配置し、質の高い介護福祉サービスを受けていただけるよう職員配置をします。

・送迎加算は、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合に算定します。

・口腔連携強化加算は、事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り算定します。

令和6年6月1日現在

・見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行った場合に算定します。

・介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。

(単位:円)

その他の利用料(自己負担)	
趣味活動	実費
複写物交付	実費
日常諸経費(私物につき)	実費
病院受診の際にタクシーを利用した場合	実費
医療品(私物で使うもの)	実費

ご不明な点がありましたら、お気軽にご相談ください。